

# プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 A 編, B 編及び D 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
高速船規則  
登録規則細則  
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編  
高速船規則検査要領

## 改正事項

プロペラ軸及び船尾管軸の検査に関する事項

## 改正理由

本会規則においては, 海水潤滑式又は油潤滑式の船尾管軸受を有するプロペラ軸又は船尾管軸 (以下, 軸という。) について, 原則として, 少なくとも 5 年間隔で軸を拔出し, プロペラ取付け部の非破壊検査等を行うことを要求している。

また, 軸の拔出し後 5 年目の部分的な検査において軸の健全性が確認された場合には, 油潤滑式の船尾管軸を有する軸の拔出しの間隔を最大 10 年まで延長することができるとともに, 予防保全管理方式 (PSCM) を採用する船舶にあっては, 潤滑油の油分析等の軸の定期的な管理によって軸の拔出しを異常が見られるまで延期することが可能となっている。

一方, IACS は, 統一規則 Z21(Rev.2)において軸の検査に関する要件を規定しており, この程, 各船級協会において各船の保守管理の程度に応じた適切な検査が実施できるよう要件の総合的な見直しを行い, 5 年間隔の軸の拔出し検査の要件等を整理した。更に, 各船級協会の独自の知見を活かした検査方式すべてをメニューに加え, 各船の検査毎に自由にその検査方式を選択できるよう規定を改めるとともに, 新たに清水潤滑式船尾管軸受の検査に関する要件を加えた統一規則 Z21(Rev.3)を 2015 年 2 月に採択した。

今般, IACS 統一規則 Z21(Rev.3)に基づき, 軸拔出し検査の要件等を改めるとともに, 従来の検査方式に加え, 新たに油潤滑式船尾管軸及び清水潤滑式船尾管軸の検査方式を追加した。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 軸の検査要件を明確にするため、プロペラ軸，船尾管軸，船尾管等の用語を定義した。
- (2) 軸の抜き出し検査における確認項目を明確にした。
- (3) 船級符号に *PSCM* 又は *PSCM・A* の付記を有する船舶以外の船舶であっても，油潤滑式船尾管軸受を有し，潤滑潤滑油の油分析等の軸の定期的な管理を行う場合には，代替の検査方式として，軸の抜き出しを異常が見られるまで延期できる旨規定した。
- (4) 前(3)の代替の検査方式を採用する船舶について，船級符号に “*Alternative Propeller Shaft Survey・O*” (略号 *APSS・O*) を付記する旨規定した。
- (5) 清水潤滑式船尾管軸受を有し，潤滑清水の水分析等の軸の定期的な管理を行う検査方式の要件を規定し，当該検査方式を採用する船舶船舶について，船級符号に “*Alternative Propeller Shaft Survey・W*” (略号 *APSS・W*) を付記する旨規定した。
- (6) 清水潤滑式の船尾管軸受を有する第 1 種プロペラ軸及び第 1 種船尾管軸を，第 1W 種プロペラ軸及び第 1W 種船尾管軸に分類する旨規定した。
- (7) 船級符号に *PSCM* 又は *PSCM・A* の付記を有する船舶において，プロペラ取付け部の非破壊検査等の検査間隔を最大 15 年（内陸水路のみを航行する船舶にあっては最大 18 年）とすることができる旨規定した。